

己斐出張所管内ゴミマップ

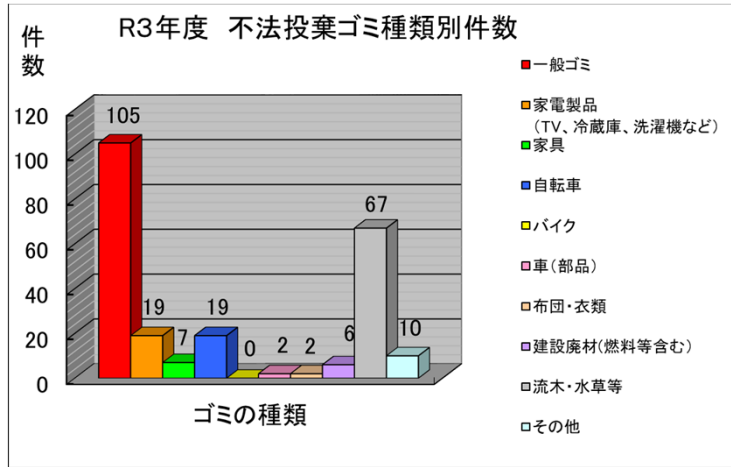
河川パトロールで発見した
ゴミ不法投棄件数

約170件

R3.4~R4.3

※流木・水草等を除く

～太田川はゴミ捨て場ではありません～



不法投棄は「犯罪」です！

不法投棄をした者は、**5年以下の懲役若しくは、1千万円以下の罰金に処され、または併科されます。**
投棄を目撃された方は、直ちに警察(110番)又は、太田川河川事務所(221-2436)へ通報してください。

